

改正案	現行
<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七条第一項（<u>法第二十五条の十八</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）</p> <p>第五条の七 法第七条第二項（<u>法第二十五条の十八</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。</p> <p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第六条 法第八条（<u>法第二十五条の十八</u>において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）</p> <p>第八条の二 法第十一条の二第一項（<u>法第二十五条の十八</u>第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道</p>	<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七条第一項（<u>法第二十五条の十</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。</p> <p>（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）</p> <p>第五条の七 法第七条第二項（<u>法第二十五条の十</u>において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。</p> <p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第六条 法第八条（<u>法第二十五条の十</u>において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）</p> <p>第八条の二 法第十一条の二第一項（<u>法第二十五条の十</u>第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を</p>

を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇七 (略)

二〇四 (略)

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇二 (略)

(事故時の措置を要する物質又は油)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇七 (略)

二〇四 (略)

(適用除外)

第九条の六 法第十二条の二第五項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇二 (略)

(事故時の措置を要する物質又は油)

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 三 （略）

（承認を要しない軽微な施設の維持）

第十条 法第十六条ただし書（法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠（きょう）の開渠（きやう）である構造の部分又はますの清掃とする。

（汚濁原因者負担金の額）

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 三 （略）

（承認を要しない軽微な施設の維持）

第十条 法第十六条ただし書（法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠（きょう）の開渠（きやう）である構造の部分又はますの清掃とする。

（汚濁原因者負担金の額）

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない

範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項(法第二十五条の十八において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。)からの放流水については、少なくとも毎月二回(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 5 6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 5 六 (略)

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。)に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生汚泥等」という。)とする

範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。)からの放流水については、少なくとも毎月二回(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 5 6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 5 六 (略)

(発生汚泥等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。)に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生汚泥等」という。)とする

る。

（資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行わせることができる場合）

第十四条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の者に行わせない事項）

第十五條の二 法第二十二條第二項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポンプ施設の維持管理に関する事項とする。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）

第十五條の三 法第二十二條第二項（法第二十五條の十八において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（公共下水道の暗渠カウチに設けることのできる物件）

第十七條の二 法第二十四條第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい

（資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行わせることができる場合）

第十四条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十五条 法第二十二條第一項（法第二十五條の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の者に行わせない事項）

第十五條の二 法第二十二條第二項（法第二十五條の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポンプ施設の維持管理に関する事項とする。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）

第十五條の三 法第二十二條第二項（法第二十五條の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一〇八（略）

（新設）

支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたとする。

一 量水標等を支持し、又は保護するための工作物

二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物

三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の三 法第二十四条第三項第三号ロに規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

2 法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めたとする。

一 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること

二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

（削除）

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第十七条の四 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次の

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の二 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

第十七条の三 法第二十四条第三項に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたとする。

（新設）

とおりとする。

一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。

ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ 排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあつては、浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

(管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模)

第十七条の五 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業

(新設)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計

計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 六（略）

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の七 法第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の九第一号から第三号まで及び第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の八 法第二十五条の十一第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 八（略）

画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の七第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 六（略）

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の五 法第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の七第一号から第三号まで及び第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の六 法第二十五条の三第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の七 法第二十五条の三第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 八（略）

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の十 法第二十五条の十七第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の十一 法第二十五条の十七第四号に規定する政令で定めるときは、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十二 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の九 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。